

国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程新旧対照表

改正前					改正後				
(前 略) 第4章 勤務時間の特例 (1箇月単位の変形労働時間制) 第16条 業務の都合上特別の形態によって勤務する必要がある教職員については、1箇月以内の一定期間を平均し1週間の勤務時間が38時間45分を超えない範囲において、週休日及び勤務時間を別に割り振ることがある。 2 別表第3の教職員の割振り単位期間、週休日、始業及び終業の時刻及び休憩時間は、同表に定めるところによる。 (後 略)					第4章 勤務時間の特例 (1箇月単位の変形労働時間制) 第16条 } 2 } (同 左)				
別表第1・2 (略) 別表第3 (第16条関係)					附 則 この規程は、令和元年8月1日から施行する。 別表第1・2 (同 左) 別表第3 (第16条関係)				
教職員の区分	割振り単位期間	週休日	始業及び終業の時刻	休憩時間	教職員の区分	割振り単位期間	週休日	始業及び終業の時刻	休憩時間
(略)					(略)				
医学部附属病院検査部、輸血細胞治療部及び病理部に勤務する教職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8又は7の1日勤務日	午前8時から午後4時45分まで	正午から午後1時まで	医学部附属病院検査部及び病理部に勤務する教職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8又は7の1日勤務日	午前8時30分から午後5時まで	正午から午後0時45分まで
			午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後1時まで				(同 左)	
			午前8時30分から翌日午前8時30分まで	正午から午後1時まで、午後7時30分から午後8時まで、翌日午前0時から午前7時まで					
			午前9時30分から午後6時15分まで	午後0時30分から午後1時30分まで					
			午後5時15分から翌日午前8時30分まで	午後7時30分から午後8時まで、翌日午前0時から午前7時まで					
			午前8時30分から午後0時30分まで	—					
			午前8時30分から午後0時15分まで	—					
			午後0時30分から午後9時まで	午後5時から午後5時45分まで					

改正前				改正後					
			午後4時から 翌日午前9時 30分まで	午後8時30 分から午後9 時まで、午前 3時から午前 4時30分ま で					
		(略)					(略)		
別表第4・5 (略)				別表第4・5 (同 左)					